

西条市農業委員会 令和7年度 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和8年3月5日(木) 午後2時00分から午後2時55分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.5%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂					
会長代理	23番	真鍋 美鈴					
委 員	1番	越智 一志	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利	
	2番	明比 典正	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋	
	3番	徳増 靖記	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀	
	4番	一色 達夫	16番	曾我部英樹			
	5番	白木あゆみ	17番	武田 安博			
	6番	藤田 孝明	18番	山内ふさえ			
	7番	近藤 明弘	19番	徳永 耕治			
	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正			

○欠席者氏名

9番 長谷川孝師 10番 篠森 均 12番 武方 謙一

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	眞田 克彦	25番	佐伯 保親	
	2番	一色 信之	13番	平木 克彦	26番	佐伯 静雄	
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	27番	玉井 隆志	
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	28番	桑原 俊樹	
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	29番	小倉 謙治	
	7番	日野 哲也	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文	
	8番	宮武 恭宏	21番	高橋 寿夫			
	9番	岡本 省三	22番	佐山 林壱			
	10番	安藤 英利	23番	黒河 祐二			
	11番	近藤 仁志	24番	渡部 靖			

○欠席者氏名

3番 加藤 武司 15番 武田 義臣 18番 楠窪 和彦 19番 菅 辰郎

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 国有財産借受申込みに係る農地法第3条許可要件の確認について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議案第8号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について

議案第9号 地域計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長 渡邊賢一郎 西部分室長 近藤公一

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

○農水振興課

課長 日野智之 主任 戸田隼矢

7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第12回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしく願いをいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今から令和7年度第12回西条市農業委員会総会

を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まず、議事録署名人の氏名を私の方からしたいと思います。岡田貴洋委員、真鍋美鈴委員の両委員にお願いをいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。まず、農業委員からは、9番 長谷川孝師委員、10番 篠森均委員、12番 武方謙一委員から出ております。また、農地利用適化推進委員からは、3番 加藤武司委員、15番 武田義臣委員、18番 楠窪和彦委員、19番 菅辰郎委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、21名であります。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議 長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、197号及び198号について審議をいたします。これら2件につきましては、委員本人が申請人に当たり、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、それぞれ本人が関係する案件を審議する間、当該委員にはご退席いただきます。

それでは、197号について審議をいたします。本件について、
〇〇 委員は申請人に当たるため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退室)

議 長 それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いたします。

まず、ご審議いただく前に議案内容の訂正がございます。議案書33ページ、議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表の整理番号27号で権利を設定する土地の面積に誤りがありましたのでお手元にお配りしております資料の下線を付した箇所のおり訂正をさせていただければと存じます。これに伴いまして議案書50ペー

ジ、最終行の合計面積並びに議案書2ページ、「件数及び面積内訳」のうち、議案第7号の田及び合計の面積も併せて訂正させていただければと存じます。

また、議案書53ページ 議案第7号の農用地利用集積等促進計画(案)一覧表の整理番号8号におきまして、所有権移転事業の申込者より、申請の際に誤った金額を記載していたとの申出があったことから、お手元にお配りしております資料の整理番号8号のとおり対価を訂正させていただければと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。議案書4ページをご覧ください。

197号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました1件であります。本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 197号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題なしということではありますが、この件について、ほかにご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することいたします。

以上で、 〇〇 委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議 長 つぎに、198号について審議をいたします。

本件につきまして、 〇〇 委員は申請人に当たるため、一旦ご退席願います。

(○○ 委員 退室)

議 長 それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 引き続き議案書4ページをご覧ください。

198号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から現在利用
権設定により借り受けている農地を、贈与により取得しようとする申
請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上1件であります。これについて、地元委員さんのご意見を伺
いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 198号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題なしということではありますが、ほかに、
ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり許
可することといたします。

以上で、○○委員に関する案件は終了いたしましたので、入室
を認めます。○○委員さん、お入りください。

(○○ 委員 着席)

議 長 審議を再開いたします。

残りの24件について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

199号は、○○の ○○ 氏が、現在、○○の ○○ 氏から借
り受けている農地の利用権の期間が満了となることから、農地法第3
条による10年間の賃借権の設定を受けようとする申請でございま
す。

200号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の
○○ 氏から10年間の使用賃借権の設定を受けようとする申請

でございます。

201号は、〇〇の 〇〇氏が、現在、〇〇の 〇〇氏から借り受けている農地の利用権の期間が満了となることから、農地法第3条による10年間の賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

202号は、〇〇の 〇〇氏が、現在、〇〇の 〇〇氏から借り受けている農地の利用権の期間が満了となることから、農地法第3条による10年間の賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

203号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から10年間の賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

204号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

205号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

206号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

207号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の故 〇〇氏の遺言に基づき、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

208号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から10年間の賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

209号は、〇〇の 〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

210号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

211号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から、現在利用権設定により借り受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

212号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

213号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

214号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

215号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書9ページをご覧ください。

216号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、現在利用権設定により借り受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

217号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書10ページをご覧ください。

218号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

219号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

220号は、議案第4号の131号と関連した案件でありますので、同号と併せて説明させていただきます。これら案件は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け設置した太陽光発電施設の3年間の一時転用期間が満了となることから、引き続き3年間の一時転用許可を受けようとするものであります。本件申請地の営農者である 〇〇 氏は、青パパイヤを栽培しており、今回が初めての更新となります。太陽光発電事業者と営農者が異なる場合には、農地法第5条の許可とともに、農地上空の太陽光パネルに係る区分地上権を設定する必要があることから、本申請により許可を受けようとするものでございます。

221号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

222号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上24件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、217号の譲受人は新規就農者であり、地元の委員さんに面接を行っていただいておりますので、面接を担当した委員さんから報告をしていただきたいと思います。

それでは、武田安博委員さん、ご報告をお願いいたします。

武田安博委員 今回の新規就農希望者につきまして、2月25日に丹原サービスセンターにおいて面接を行いました。面接を行ったのは、高橋寿夫委員と、私、武田であります。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、年

年齢は〇歳であります。申請人は、〇〇からの移住者であり、申請地周辺の景観が気に入ったことから、ここで就農したいとの思いがあり、今回の申請となっております。農業経験は、10年ほどあり、米や野菜などを耕作したいとのことであります。必要な農機具についても順次購入する予定とのことであります。また、申請人の夫も、申請人とともに農作業を手伝うとの事であり、計画性があり、意欲が感じられました。

こちらからは、西条市での営農や鳥獣害などについて説明を行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

武田安博委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

それでは、事務局より説明がありました24件について、199号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 199号、200号、201号、202号、203号、204号、205号 問題ありません。
206号 問題ありません。
207号、208号 問題ありません。
209号 問題ありません。
210号、211号、212号、213号、214号、215号 問題ありません。
216号 問題ありません。
217号、218号 問題ありません。
219号 問題ありません。
220号 問題ありません。
221号 問題ありません。
222号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上24件を原案どおり許可することといたします。

国有財産借受申込に係る農地法第3条許可要件の確認

議長 つぎに、議案書12ページ、議案第2号、国有財産借受申込に係る農地法第3条許可要件の確認について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。位置図及び地番図は14ページになります。

1号は、〇〇の 〇〇氏が、自身が所有する農地に隣接する国有地農地を借り受けるため、農地法第3条許可要件に該当するか確認を受けようとするものでございます。

対象の国有農地は、自作農創設特別措置法に基づき当時の農林省が昭和23年に買い上げたものであり、経緯は不明ながら申込人の祖父の代から耕作を行っております。申込人が相続登記を行う際に当該農地が農林省名義であることが判明し、国有農地を管理する愛媛県に相談しておりましたが、申込人がいったん当該農地を借り受けた後、購入することで話がまとまったことから、このたび借受申込みがあったものです。

申込人が経営するこれ以外の農地の耕作状況も良好で、耕作放棄や無断転用などの違反事由も確認できないことから、農地法第3条に基づく許可要件は問題なく、貸し付けることは適当であると考えております。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありましたが、本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは、問題はないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

農地法第4条関係

議長 つぎに、議案書15ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書16ページをご覧ください。
15号は、〇〇の 〇〇氏が農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。
本件は是正案件であり、申請地は既に造成され一部に農業用倉庫が建築されております。このたび申請人の長男が帰郷することとなり、現在申請人が使用している住宅を長男に譲り、新たに老後を見据えた自己住宅を建築することとなったため、専門家に調査を依頼したところ、違反転用の状態であることが判明いたしました。このことを知った申請人は深く反省し、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。
以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 14号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないというふうとありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 つぎに、農地法第5条関係、議案書につきましては17ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、120号について審議いたします。

本件につきまして、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

120号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のあった1件であります、本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願をいたします。

地区委員 120号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議長 それでは、審議を再開いたします。
残りの12件について、事務局より説明をいたします。

事務局 引き続き議案書18ページをご覧ください。

121号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、店舗併用住宅の敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は既に整地されております。このたび北側隣接地に店舗兼住宅を建築している譲受人に売却することとなり、専門家が調査したところ、違反転用の状態であることが判明いたしました。このことを知った申請人は深く反省し、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

122号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、農地への進入路及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

123号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

124号は、〇〇の〇〇氏ほか〇名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書19ページをご覧ください。

125号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

126号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、2区画の宅地分譲地を造成しようとする申請でございます。

127号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

128号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書20ページをご覧ください。

129号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

130号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏から賃借権の設定を、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受け工場敷地を拡張しようとする申請でございます。

譲受人は創業以来〇〇地区で継続して事業を営んでおりますが、本

社工場等が立地する土地の一部が農用地区域に指定されており、農地法等で必要な手続きを経ないまま20年から40年にわたり事業用地として使用していたことが判明いたしました。

譲受人からは行政の指導に基づき、段階的に是正を図っていくとのことであり、本案件はその第一弾となるものでございます。譲渡人、譲受人ともに深く反省し、双方から「今後はこのようなことのないよう農地法の遵守につき十分な注意をいたします」との始末書が提出されております。

131号は、先ほど議案第1号の220号でご説明させていただいたとおりで、太陽光発電施設の支柱部分について3年間の一時転用許可を受けようとする申請でございます。

132号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け設置した太陽光発電施設の3年間の一時転用期間が満了となることから引き続き3年間の一時転用許可を受けようとする申請であり、パネル下部で栽培する作物は青パパイヤで、今回が初めての更新でございます。

以上12件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました12件についてご審議をいただきたいと思いますが、まず、121号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 121号 問題ありません。

122号、123号 問題ありません。

124号 問題ありません。

125号、126号 問題ありません。

127号 問題ありません。

128号 問題ありません。

129号 問題ありません。

130号 問題ありません。

131号 問題ありません。

132号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題なしということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上12件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 つぎに、議案書につきましては21ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書22ページをご覧ください。位置図及び地番図は23ページとなります。

12号であります。申請人である農事組合法人〇〇は、〇〇地区を中心に大規模営農を行っております。現在、農業用機械は既存の組合事務所と併用する農業用倉庫に保管し、組合員の自動車も敷地内の空きスペースに駐車している状態であり、いずれも不足していることから、駐車場及び農業用機械置場の確保を検討したところ、申請地以外に適地がなかったため、申請地の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました1件であります。地元委員さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 12号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正

議 長 つぎに、議案書につきましては24ページ、議案第6号、西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正について、を議題といたします。議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書は25ページをご覧ください。改正前と改正後の内容を比較した新旧対象表は26ページになります。

地方公共団体等のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保するため、地方自治法が改正され、これにより市長部局だけでなく、議会や行政委員会等の各執行機関に対し、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定、公表及び必要な措置の実施が義務付けられたことから、西条市農業委員会事務局処務規程の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容であります。これまで本市が実施する情報セキュリティ対策については、西条市情報セキュリティポリシーに基づき部局を問わず一体的に取り組んで参りましたが、今後も効率的な運用を図る必要があることから、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定等、情報システムの利用に関し必要な事務を市長の補助執行機関に委任することとし、その旨の規定を加えることとしております。

なお、改正後の規程の施行日は令和8年4月1日からとしております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のあった内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。先ほどの内容について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり規程の一部改正を行うことといたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議 長 つづきまして、議案書は27ページ、議案第7号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照

会がありましたので、その議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書28ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。詳細につきましては、議案書29ページから53ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画(案)のうち、権利設定の件数は、111件、面積が、33万2,457.25平米、権利移転の件数は、1件、面積が1,014平米、所有権移転の件数は、13件、面積が、2万6,063平米となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、議案書46ページの整理番号99号の借受人は新規就農者であり、地元の委員さんに面接を行っていただいておりますので、面接を担当した委員さんから報告をしていただきたいと思います。

それでは、曾我部英樹委員さん、よろしくお願ひをいたします。

曾我部英樹委員 2月25日に丹原サービスセンターにおいて、新規就農希望者の面接を行いました。面接は、高木委員、そして私、曾我部が行いました。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇歳です。

今回、〇〇の農地、〇〇平米を中間管理機構を通じて借り受け、就農する予定です。主に栽培する作物は青ネギときゅうりです。〇〇氏は、前職を怪我で失ってしまいましたが、新たなことを始めたいと農業に興味を持つようになりました。そのため、現在、JA周桑で研修を受けており、今年の5月に修了する予定です。今後は栽培の状況を見ながら、親族と共に規模の拡大を図っていきたいとのことでした。

こちらからは、地域での営農や農地管理等について説明を行い、農地は農地として管理することを確約し、その旨の誓約書の提出も受け、面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

曾我部英樹委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。

先ほど今事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

西条地域の農業の振興に関する計画関係

議長 次に、議案書につきましては54ページ、議案第8号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について、担当課であります農水振興課から説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

農水振興課 農水振興課の戸田と申します。本日はよろしくお願いいたします。議案第8号、27号計画の定期検証について説明させていただきます。説明は54ページの資料を使用して行わせていただきます。「西条地域の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対する意見の決定について」と記載されているページでございます。いわゆる27号計画と呼ばれている計画についてでございます。

まず、27号計画について説明させていただきます。一般的に農振農用地、いわゆる青地農地については、農業振興地域の整備に関する法律、以下「農振法」とさせていただきますが、農振法に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めております。これとは別に、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画がございまして、こちらは市の農業振興策として農振計画を補完する計画でございます。81ページに27号計画の概要がございます。一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの6つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、該当地については原則、除外は認められておりません。

しかしながら、「地域農業の振興に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業については、例外的ではございますが、8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。この計画の策定主

体は市となっており、対象となる施設は農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。

つぎに、本件で審議いただく検証についてのご説明でございます。建設された施設に関しては、81ページ右側下部にございますように、定期検証が必要となっております。検証に関しては、農用地以外の土地とされた翌年以降、27号計画が定められた日から5年を経過する日まで実施されることとなります。

当該土地に関しては、周布の土地は令和4年3月に農振除外が行われておりますことから、今回の検証が4年目となり、〇〇及び〇〇、〇〇の土地は令和7年2月に農振除外が行われておりますことから、今回の検証が1年目となっております。検証内容といたしましては、「27号計画に従って建設された施設が、当該地域の農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って効用を発揮しているかについて」でございます。

具体的には、〇〇の土地につきましては、申請者の親が周辺で農業を営んでおり、今後、申請者は親の農業経営を継承し、地域農業の担い手として活躍することが期待できるかどうかについて検証するものでございます。また、〇〇につきましては、申請者が〇〇を建設中であり、〇〇及〇〇につきましては、申請者が〇〇の駐車場として整備しております。今後、申請者である〇〇が農業生産基盤の整備や生産性の向上支援をしていくことが期待できるかどうかについて検証するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今農水振興課の方から27号計画の概要及び検証について、ご説明がございましたが、この案件につきまして地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 2号 問題ありません。
3号 問題ありません。
4号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、全般的にご意見やご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

地域計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、別冊の議案書1ページになりますが、議案第9号、地域計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について、担当課であります農水振興課の方からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

農水振興課 別冊の議案第9号についてご説明する前に、地域計画の変更についてご説明いたします。

皆様ご承知のことと存じますが、国は令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法を改正し、従来の「人・農地プラン」を「地域計画」といたしました。法改正に伴い、西条市は令和7年3月に地域計画を策定いたしました。地域計画は地域農業の実態に応じて年1回以上随時更新し、完成度を高めていくこととされております。地域計画の変更には、農業委員会の意見聴取が要件の一つとなっておりますことから、本日の農業委員会において意見をお伺いするものでございます。今後の手続きといたしましては、関係機関の意見聴取後、変更案の公告、縦覧を経て、地域計画の変更を公告することにより完了いたします。

議案書のご説明をする前に、先月の総会で一色農業委員よりご質問のございました、地域内の農業を担う者、以下担う者と言います、の農地が耕作放棄状態になっている場合の取扱いについて、ご説明いたします。まず、担う者についてご説明いたしますが、担う者は認定農業者、認定新規就農者等の担い手に限らず、農業経営を営んでいる者、新たに農業を始めようとする者、委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当し、確保することとされております。このことを踏まえた上で、以前より〇〇地区の担う者に位置づけられているA氏の農地につきましては、耕作放棄状態が継続しており、実態として農産物の生産活動を行っているとは認められない状況にございました。このため、今回の変更で担う者から削除することが適当であると判断し、これを反映させた地域計画及び目標地図の変更案を公告したいと考えております。なお、耕作放棄状態の農地につきましては、各個人の事情により一時的に耕作ができていない場合も考えられます。地域計画は毎年更新を行っていくことから、今後は一定期間継続して改善が見られない場合には、実態を踏まえ、担う者からの削除を検討するという取扱い

とさせていただきたいと考えております。以上が、前回ご質問いただいた件についての対応でございます。

それでは別冊の議案書をご覧ください。全ての変更内容をご説明すると時間がかかりますので、まとめて説明させていただきます。

土地については、農業用施設用地を新たに位置づけしたもの8件、自己住宅を目的とするもの1件、基盤整備事業に伴う字名の変更等を目的とするもの1件の全10件。担う者については、認定農業者や認定新規就農者の取得による追加、認定農業者の更新切れや事業継承による区分変更、死亡による削除、そして先ほどご説明いたしました生産活動を行っていない者の削除など全58件でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今農水振興課の方から説明がございましたが、この件に関しまして、委員の皆さんの方からご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 一色さん、前回の質問に対する回答についてはこれでよろしいでしょうか。

一色達夫委員 はい。

議長 ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、議案書82ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和8年1月16日から、令和8年2月13日までの受付期間中

に、農地法第18条第6項、解約通知23件、農地法施行規則第29条第1号、農業用施設の届出1件を受理するとともに、農地バンク農地登録を1件、同利用登録1件を行っております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告がございましたが、これについて、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(意見なし)

議長 意見等もないようですので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、皆さんの方から何かご意見等がございませんか。

(意見なし)

議長 ないようですので、本日の総会はこれで閉会といたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	国有財産借受申込みに係る農地法第3条許可要件の確認について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について	原案承認
議案第9号	地域計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	原案承認

9. 閉会の日時

令和8年3月5日 午後2時55分